

該当頁	初版本記述	再版本記述
V頁 第6 1 Q51	債務免除及び償却等	債権免除・放棄, 不納欠損等
X頁 イ及び囲み内見出し	不良債権の償却整理を阻害する要因	不良債権の不納欠損を阻害する要因
イ及びXi頁 9行目 10行目 Xii頁 10行目 16行目	償却整理	不納欠損
Xi頁 5(1)ア	…債権を適切に管理回収せずにこれを放置した場合には、原則として住民訴訟で損害賠償責任を問われることとなります(最判…)	…債権を適切に管理回収せずにこれを放置したことにより回収できなくなった場合には、原則として住民訴訟で損害賠償責任を問われることとなります(最判…)
21頁 (イ)	<p>もっとも、条例で定めたとしても、それだけでは徴収することができません。私債権の領域では、契約書等に明記し、自治体と債務者との間で合意が成立してはじめて、その合意に基づいて請求することができる</p> <p>と解されるからです。また、逆に、契約書に明記したとしても、それだけでは徴収することはできないと解されます。法律・条例による行政の原理からすれば、住民に義務を課す条例上の根拠を有することが必要となるからです(自治法14条2項)。</p> <p>結局、条例に定めようとして、契約書その他の約款にも明記すれば、督促状発送に係る実費相当額や約定利率による遅延損害金を請求することは可能と解されます(詳しくはQ16を参照ください)。</p>	<p>もっとも、条例又は規則で定めたとしても、それだけでは徴収することができません。私債権の領域では、契約書等に明記し、自治体と債務者との間で合意が成立してはじめて、その合意に基づいて請求することができる</p> <p>と解されるからです。他方、契約書に明記したとしても、それだけでは不十分と解されず。条例又は規則に定めておかなければ住民に負担させる督促手数料の金額や約定利率に不平等・不公平が起こり得るからです。</p> <p>結局、督促状発送に係る実費相当額や約定利率による遅延損害金を請求する場合には、契約書その他の約款に明記するとともに、条例又は規則にも同様の定めを設けておくことが望ましいといえます(詳しくはQ16を参照ください)。</p>
115頁 (4)ア②	<p>もっとも、地税法22条が守秘義務の対象とする「秘密」は、「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たもの」に限られており、「滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでない」ので、地税法22条の『秘密』に該当しないが、地方公務員法34条1項の『秘密』に該当する」というのが行政実例です(…)</p>	<p>もっとも、平成23年6月改正前の地税法22条は、守秘義務の対象とする「秘密」を「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たもの」と定めており、「滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでないので、地税法22条の『秘密』に該当しないが、地方公務員法34条1項の『秘密』に該当する」というのが行政実例(旧行政実例ともいいます。)でした(…)</p> <p>その後、平成23年6月改正の地税法22条で、「地方税に関する調査に関する事務」のほか「地方税の徴収に関する事務」についても「秘密」の範囲が拡大されました。そのため、前記行政実例中の「秘密」に関する解釈は、改正後の地税法22条と抵触することになりました。そのため、「滞納者名及び滞納税額の一覧等」についても「秘密」に該当するといえます。</p> <p>しかし、上記改正が旧行政実例の趣旨及びこれに基づく行政実務を変更する趣旨でなされたものであるとすれば、自治体の滞納債権の管理回収というもっぱら公益を図る目的を阻害するものであり、妥当ではないでしょう。</p> <p>当研究会としては、「滞納者名及び滞納税額の一覧等」が「秘密」に該当することになったとしても、滞納債権の回収という目的の下に、自治体内部の決裁手続を経て、「滞納者名及び滞納税額の一覧等」の必要最小限の情報を当該自治体の私債権所管課(A課・融資担当課)へ提供することは、提供された秘密が厳格に保護されている限り、実質的な違法性はなく、秘密を「漏らし又は窃用した場合」に該当しないと考えることができるのではないかと考えています。</p>

	<p>したがって、強制徴収公債権所管課(B課・国保料担当課)の保有する「滞納者名及び滞納額」に関する情報については、自治体内部の正規の決裁手続を経て、私債権所管課(A課・融資担当課)へ提供する場合には、地税法22条及び地方公務員法34条1項の守秘義務に違反するものではありません。</p>	<p>このように考えた場合、強制徴収公債権所管課(B課・国保料担当課)の保有する「滞納者名及び滞納額」に関する情報については、自治体内部の正規の決裁手続を経て、私債権所管課(A課・融資担当課)へ提供する場合には、地税法22条及び地方公務員法34条1項の守秘義務に違反するものではありません。</p> <p>いずれにしても、現時点では、改正後の地方税法22条の秘密の範囲について解釈した行政通知はなく、行政内部への情報提供について地方税法22条に抵触するか否かを判示した裁判例はありません。総務省の解釈通知あるいは法改正が待たれるところです。</p>
119頁 ウ	<p>そうすると、条例で、私債権の所管課が強制徴収公債権所管課の持つ情報を利用できることを定めたとしても、地税法22条(秘密漏洩罪)に定める「地方税の調査又は徴収の事務に関して知り得た秘密」は解除されませんので、注意が必要です。</p> <p>したがって、強制徴収公債権所管課が私債権所管課に情報提供する際には、地税法22条及び行政実例の趣旨・目的等に照らし、精査して対応することが求められることとなります。</p>	<p>そうすると、条例で、私債権の所管課が強制徴収公債権所管課の持つ情報を利用できることを定めたとしても、地税法22条(秘密漏洩罪)に定める「地方税に関する調査に関する事務又は地方税の徴収の事務に関して知り得た秘密」は解除されませんので、注意が必要です(なお、当研究会としては、強制徴収公債権所管課が保有する「滞納者名及び滞納税額の一覧」に関する情報の利用については、一定の目的・手続等の下では実質的な違法性はなく、秘密を「漏らし又は窃用した場合」に該当しないと考えることができるのではないかと考えております。)</p> <p>したがって、強制徴収公債権所管課が私債権所管課に情報提供する際には、地税法22条の趣旨・目的等に照らし、精査して対応することが求められることとなります。</p>
137頁囲み	<p>もともと、このように法定利率を超える約定利率による利息・遅延損害金を請求しようとする場合、たとえ条例で定めていたとしても、それだけでは徴収することはできません。民法419条1項但書が「約定」利率と定めている趣旨に照らし、契約書その他の約款中に利息、遅延損害金の約定利率を明記し、自治体と債務者との間で合意が成立してはじめて、その合意の内容に基づいて請求をすることができることになると解されます。</p> <p>また、逆に、法律・条例による行政の原理からすれば、たとえ契約書その他の約款に明記されていたとしても、条例の定めがなければ、法定利率を超える約定利率による利息、遅延損害金を請求することは困難と解されます。</p> <p>結局、私債権の場合には、条例に定めた上で契約書その他の約款にも明記してはじめて、法定利率を超える約定利率による利息、遅延損害金を請求することができる应考虑すべきでしょう。</p> <p>この点、督促手数料(督促状発送に係る実費相当額)の請求についても同様と考えられます(詳しくはQ2を参照)。</p>	<p>もともと、このように法定利率を超える約定利率による利息・遅延損害金を請求しようとする場合、たとえ条例又は規則で定めていたとしても、それだけでは徴収することはできません。民法419条1項但書が「約定」利率と定めている趣旨に照らし、契約書その他の約款中に利息、遅延損害金の約定利率を明記し、自治体と債務者との間で合意が成立してはじめて、その合意の内容に基づいて請求をすることができることになると解されます。</p> <p>他方、契約書に明記したとしても、それだけでは不十分と解されます。条例又は規則に定めておかなければ住民に負担させる督促手数料の金額や約定利率に不平等・不公平が起こり得るからです。</p> <p>結局、私債権の場合には、法定利率を超える約定利率による利息、遅延損害金を請求する場合、契約書その他の約款に明記するとともに、条例又は規則にも同様の定めを設けておくことが望ましいといえます。</p> <p>この点、督促手数料(督促状発送に係る実費相当額)の請求についても同様と考えられます(詳しくはQ2を参照)。</p>
143頁囲み	(末尾に追加)	<p>貸金業法施行規則19条 (取立て行為の規制) 第19条 法第21条第1項第1号(法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後9時から午前8時までの間とする。</p>
368頁 2(1)	<p>例えば、災害などで直ちに補正予算を組む必要があるものの、議会を招集することが困難であるなどの事態が生じた場合…</p>	<p>例えば、災害などで直ちに補正予算を組む必要があるものの、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合…</p>
405頁 第6 1 Q51	債務免除及び償却等	債務免除・放棄、不納欠損等

424頁 イ	免除は、債権者の債務者に対する単独行為ですので、債務者に書面で通知すれば足り、債務者の了解などは不要です。債務者が行方不明の場合は、債務者に通知することができないので、免除をすることはできません。このような場合、「公示による意思表示」(民法98条)(相手方の所在が不明な場合に、裁判所の掲示板に掲載するなどして、意思表示が相手方に到達したとみなす制度。Q2参照)をすることもできますが、煩雑ですので、次に述べる債権放棄のための債権管理条例を利用すべきです。	免除は、債権者の債務者に対する単独行為ですので、債務者に書面で通知すれば足り、債務者の了解などは不要です。
-----------	--	---